

安全データシート

整理番号 : sunagro-68

作成日 2015年12月21日

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称

くみあい硝酸石灰苦土ほう素入り複合液肥

肥料登録番号

生第 63749 号

製品名

くみあい硝酸液肥

会 社 名 : 全国農業協同組合連合会

担 当 部 署 : 肥料農薬部

住 所 : 〒100-6832 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル33F

電 話 番 号 : 03-6271-8285

Fax 番 号 : 03-5218-2536

E-mail : zz_hiyaku-gizyutsu@zennoh.or.jp

緊 急 連 絡 先 : 03-6271-8285

推奨用途及び使用上の制限 肥料用及び肥料原料用。肥料用途以外には使用しないでください。

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

健康有害性

特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分 1(血液)

特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分 1(血液)

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHS ラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険

危険有害性情報

血液の障害

長期にわたる、又は反復ばく露による血液の障害

注意書き

[安全対策]

使用前に取扱説明書を入手すること。

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

適切な個人用保護具を使用すること。

ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

取扱い後は手をよく洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

ばく露又はその懸念がある場合、医師に連絡すること。

気分が悪いときは、医師の診断、手当を受けること。

施錠して保管すること。

[応急措置]

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。

[保管]

[廃棄]

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

| 化学名又は一般名 | 濃度又は 濃度範囲 | 化学式 | 官報公示整理番号 | | CAS 番号 |
|-----------------|--------------|---|----------|-----|------------|
| | | | 化審法 | 安衛法 | |
| 硝酸アンモニウム | ~19.1%~ | NH ₄ NO ₃ | 1-395 | 既存 | 6484-52-2 |
| 塩化カリウム | ~3.5%~ | KCl | 1-228 | 既存 | 7447-40-7 |
| 塩化マグネシウム | ~16.2%~ | MgCl ₂ | 1-233 | 既存 | 7786-30-3 |
| 硝酸カルシウム | ~28.6%~ | Ca(NO ₃) ₂ | 1-188 | 既存 | 10124-37-5 |
| 四ほう酸二ナトリウム・十水和物 | ~0.2%~ | Na ₂ B ₄ O ₇ ·10H ₂ O | 1-69 | 既存 | 1303-96-4 |
| 水 | ~32.4%~ | H ₂ O | — | — | 7732-18-5 |

分類に寄与する不純物及び 情報なし

安定化添加物

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物

(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9)

硝酸アンモニウム (政令番号 : 308) (19.1%)

ほう酸ナトリウム (政令番号 : 544) (0.2%)

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚を速やかに洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合、必要に応じて医師の診断を受けること。

水で数分間注意深く洗うこと。

眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。

口をすすぐこと。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

眼に入った場合

飲み込んだ場合

5. 火災時の措置

消火剤

粉末消火剤、泡消火剤

使ってはならない消火剤

情報なし

特有の危険有害性

情報なし

特有の消火方法

情報なし

消防を行う者の保護

適切な保護衣を着用し、眼、鼻、口を覆う保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、

保護具及び緊急時措置

直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。

関係者以外の立入りを禁止する。

作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

河川等に排出され、環境へ影響を起さないように注意する。
乾燥土、砂や不燃材料で覆い、更にシートで飛散を防止する。

環境に対する注意事項

封じ込め及び

浄化の方法及び機材

二次災害の防止策

可燃物(木、紙、油等)は漏洩物から隔離する。

排水溝、下水溝への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

情報なし

安全取扱注意事項

使用前に使用説明書を入手すること。

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

| | |
|--------|---|
| 接触回避 | 接觸、吸入又は飲み込みを避けること。 取扱い後は、手、顔等を良く洗い、うがいをすること。 「10. 安定性及び反応性」を参照。 |
| 保管 | |
| 保管条件 | 施錠して保管すること。 |
| 容器包装材料 | 情報なし |

8. ばく露防止及び保護措置

| | 管理濃度 | 許容濃度(産衛学会) | 許容濃度(ACGIH) |
|-----------------|------|------------|-----------------------------|
| 製品 | 未設定 | 未設定 | 未設定 |
| 硝酸アンモニウム | 未設定 | 未設定 | 未設定 |
| 塩化カリウム | 未設定 | 未設定 | |
| 塩化マグネシウム | 未設定 | 未設定 | |
| 硝酸カルシウム | 未設定 | 未設定 | 未設定 |
| 四ほう酸二ナトリウム・十水和物 | 未設定 | 未設定 | TLV-TWA 5 mg/m ³ |
| 水 | 未設定 | 未設定 | 未設定 |

設備対策 ハウス、温室等の施設内で使用する場合、換気を行うこと。
本製品を取扱う作業場には、洗眼器とシャワーを設置することが望ましい。

保護具

| | |
|------------|--------------------------------------|
| 呼吸用保護具 | 適切な呼吸器保護具を着用すること。 |
| 手の保護具 | 適切な保護手袋を着用すること。 |
| 眼の保護具 | 適切な眼の保護具を着用すること。 |
| 皮膚及び身体の保護具 | 適切な顔面用の保護具を着用すること。 適切な保護衣を着用すること。 |

9. 物理的及び化学的性質

外観

| | |
|----------------|--------|
| 物理的状態 | 液体 |
| 形状 | 液状 |
| 色 | 無色 |
| 臭い | 微臭 |
| 比重 | 約 1.44 |
| p H | 約 4 |
| 融点・凝固点 | 情報なし |
| 引火点 | 情報なし |
| n-オクタノール／水分配係数 | 情報なし |
| 自然発火温度 | 情報なし |

10. 安定性及び反応性

| | |
|------------|--------------------------|
| 反応性 | 情報なし |
| 化学的安定性 | 通常の保管及び取扱いにおいては安定と考えられる。 |
| 危険有害反応可能性 | 加熱や燃焼により分解し、有害なガスを発生する。 |
| 避けるべき条件 | 加熱、燃焼 |
| 危険有害な分解生成物 | アンモニア、窒素酸化物 |

11. 有害性情報

| | |
|-------|------|
| 製品として | |
| 急性毒性 | 情報なし |

硝酸アンモニウムとして

| | |
|-----------------------------------|--|
| 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) | 本物質自体のヒトでの報告はないが、水溶性硝酸塩一般として、硝酸ナトリウムを食塩と誤って摂取した 15 人の兵士がメトヘモグロビン血症になり約 15g を摂取した 13 人が死亡し、5g を摂取した 2 人が生存した(ECETOC TR 27(1988))ことから区分 1(血液)とした。なお、ICSC(J) (2001)、HSFS(2004) 及び SITTIG(4th, 2002) には気道を刺激するとの記述があるが List 3 の情報であり、具体的な症例等による記述でないことから分類には採用しなかった。 |
| 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) | 水溶性硝酸塩一般についての慢性毒性として、硝酸塩を含む食事、水を摂取した幼児にメトヘモグロビン濃度の上昇が多数報告されていること、利尿剤として硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムを、尿路結石防止剤として硝酸アンモニウムを投与された患者にメトヘモグロビン血症がみられる(ECETOC TR27(1988))ことから区分 1(血液)とした。このほか硝酸塩の影響として心臓等への影響が報告されているが、メトヘモグロビン血症による酸素欠乏の二次的影響(EHC 5(1978))と考えられる。 |
| 硝酸カルシウムとして 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) | 本物質自体のヒトでの報告はないが、水溶性硝酸塩一般として、硝酸ナトリウムを食塩と誤って摂取した 15 人の兵士がメトヘモグロビン血症になり約 15g を摂取した 13 人が死亡し、5g を摂取した 2 人が生存した(ECETOC TR 27(1988))ことから区分 1(血液)とした。 |
| 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) | 水溶性硝酸塩一般についての慢性毒性として、硝酸塩を含む食事、水を摂取した幼児にメトヘモグロビン濃度の上昇が多数報告されていること、利尿剤として硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムを、尿路結石防止剤として硝酸アンモニウムを投与された患者にメトヘモグロビン血症がみられる(ECETOC TR27(1988))ことから区分 1(血液)とした。このほか硝酸塩の影響として心臓等への影響が報告されているが、メトヘモグロビン血症による酸素欠乏の二次的影響(EHC 5(1978))と考えられる。 |
| 四ほう酸二ナトリウム・十水和物として 急性毒性 | ラットを用いた経口投与試験の LD50 3,493 mg/kg、4,500 mg/kg、4,980 mg/kg、5,660 mg/kg、6,080 mg/kg、6,000 mg/kg に基づき、計算式を適用して得られた LD50 4450 mg/kg から、区分 5 とした。 |
| 皮膚腐食性・刺激性 | 4 時間ばく露試験ではないが、動物を用いた皮膚刺激性試験結果の記述「軽度から中等度の皮膚刺激性を示す」等 及び、ヒトへの健康影響の記述「ホウ砂ばく露により、皮膚炎がみられた」から、区分 2-3 とした。安全性の観点から、区分 2 とした方が望ましい。 |
| 眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性 | ウサギ、ラットを用いた眼刺激性試験結果の記述「結膜白濁、結膜肥厚、結膜が水疱になる。8-21 日間で回復する角膜刺激」「眼の炎症」及びヒトの事例で、その程度は不明だが、眼刺激が見られたことから、区分 2A-2B とした。細区分の必要がある場合は、安全性の観点から、区分 2A とした方が望ましい。一般毒性の記述はないが、精子形成に異常がみられていることにより、区分 2 とした。 |
| 生殖毒性 | ヒトについては、「腎臓障害、中枢神経系の抑制、血管虚脱」、「呼吸器疾患、肺疾患、胸部 X 線映像の異常、呼吸器への刺激性」があることから、腎臓、神経系、呼吸器が標的臓器と |
| 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) | |

| | | |
|---------------------|--|--|
| | | 考えられた。以上より、分類は、区分 1(腎臓、神経系、呼吸器)とした。 |
| 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) | | ヒトについては、「全身及び局所的な交差性運動発作、易刺激性、尿細管の混濁腫脹や顆粒変性」、「呼吸器疾患、肺疾患、胸部 X 線映像の異常、慢性気管支炎」等の記述、実験動物については、「精巣全体の萎縮」等の記述があることから、神経系、腎臓、呼吸器、精巣が標的臓器と考えられた。なお、実験動物に対する影響は、区分 2 に相当するガイダンス値の範囲でみられた。以上より、分類は、区分 1(神経系、腎臓、呼吸器)、区分 2(精巣)とした。 |
| 12. 環境影響情報 | | |
| 生態毒性 | | 製品としての情報なし |
| オゾン層への有害性 | | 製品としての情報なし |
| 13. 廃棄上の注意 | | |
| 残余廃棄物 | | 廃棄においては、関連法規及び地方自治体の基準に従うこと。 |
| 汚染容器及び包装 | | 空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去すること。 関連法規及び地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 |
| 14. 輸送上の注意 | | |
| 国際規制 | | |
| 国連番号 | | 該当なし |
| 国連分類 | | 該当なし |
| 容器等級(Packing Group) | | 該当なし |
| 国内規制 | | 下記法令に従い、規定の積載方法、容器等によって輸送する。 船舶安全法、航空法 |
| 特別の安全対策 | | 転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 |
| 15. 適用法令 | | |
| 労働安全衛生法 | | 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 1、施行令第 18 条) |
| | | 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9) |
| 水質汚濁防止法 | | 有害物質(法第 2 条、施行令第 2 条、排水基準を定める省令第 1 条) |
| 消防法 | | 第 1 類 酸化性固体、硝酸塩類(法第 2 条第 7 項 別表第 1) |
| 海洋汚染防止法 | | 有害でない物質(施行令別表第 1 の 2) |
| | | 有害液体物質(Z 類物質)(施行令別表第 1) |
| 16. その他の情報 | | |
| 参考文献 | | 14096 の化学商品(化学工業日報社) |
| その他 | | この情報は新しい知見により改訂されることがありますのでご了承ください。ここに記載された情報は、当社で調査できる範囲の情報であり、情報の正確さは保証するものではありません。化学品には予見できない有害性がありうるため取扱いには細心の注意を払ってください。本品の適正な使用については、使用者において行ってください。 |

本SDSは、下記サンアグロ株式会社の情報を元に作成しました。該当物質については、下記にお問い合わせください。

| | |
|-------|-----------------------------|
| 会社名 | サンアグロ株式会社 |
| 住所 | 東京都中央区日本橋本町1丁目10番5号 日産江戸橋ビル |
| 担当部門 | 生産技術部 |
| 電話番号 | 03-3510-3610 |
| FAX番号 | 03-3273-8432 |
| 緊急連絡先 | サンアグロ株式会社 大阪工場 製造課 |
| 電話番号 | 06-6552-1212 |